

訪問介護サービス利用料金（総合事業）

令和6年4月1日

当事業所では、ご利用者に対して、以下のサービスを提供します。

（１）サービスの概要

- ① 身体介護：入浴介助、排せつ介助、食事介助、体位交換、更衣介助等ご利用者の身体に直接触れて行う支援
- ② 生活援助：調理、洗濯、掃除、買い物等日常生活に関わる支援

（２）利用料金

	単位数 (単位/回)	基本利用料 (円/回)	利用者負担 (円/回)		
			1割	2割	3割
訪問型サービス 21	287	2,870	287	574	861
訪問型サービス 22	179	1,790	179	358	537
訪問型サービス 23	220	2,200	220	440	660
訪問型サービス 11 日割	39	390	39	78	117
訪問型サービス 12 日割	77	770	77	154	231
訪問型サービス 23 日割	123	1,230	123	246	369
訪問型サービス 11 (月 5 回)	1,176	11,760	1,176	2,352	3,528
訪問型サービス 12 (月 9 回以上)	2,349	23,490	2,349	4,698	7,047
訪問型サービス 23 (月 13 回以上)	3,727	37,270	3,727	7,454	11,181

※介護保険の利用者負担額については、市町村より発行される負担割合証に記載されております割合にて計算させていただきます。

◎その他加算について

初回加算：200 単位／月

※初回利用時にサービス提供責任者がサービス提供を行った場合、又は他の訪問介護員に同行した場合に算定されます。

特別地域加算：所定単位数の 15.0%を加算

※国に定められた振興山村の地域に所在する事業所が指定訪問介護のサービス提供を行った場合に算定されます。

中山間地域等提供加算：所定単位数の 5.0%を加算

※国に定められた中山間地域等に居住するご利用者に指定訪問介護のサービス提供を行った場合に算定されます。

生活機能向上連携加算Ⅰ：100 単位

※訪問リハビリや通所リハビリを行う事業所やリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士などのリハビリテーション専門職が、ご利用者の状態を確認したうえで、アドバイスを行い、サービス提供責任者が計画書を作成（変更）した場合に算定されます。

生活機能向上連携加算Ⅱ：200 単位

※訪問リハビリや通所リハビリを行う事業所やリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士などのリハビリテーション専門職が、ご利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行し、ご利用者の状態を確認し、生活機能向上を目的とした訪問計画を作成した場合に算定されます。

介護職員等处遇改善加算

Ⅰ：所定単位数の 24.5%

Ⅱ：所定単位数の 22.4%

Ⅲ：所定単位数の 18.2%

Ⅳ：所定単位数の 14.5%

◎介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額をご契約者にご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用料金は、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日前後に請求いたしますので末日までに、お支払い下さい。

(4) 交通費

ご利用者の居宅が事業実施地域以外の場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費を請求いたします。

当事業所より 15 キロメートルを超えた地点から 1 キロメートルごとに、20 円を請求いたします。

(5) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日、自宅に到着後、利用の中止の

申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、体調不良等の正当な事由があり、やむを得ず連絡ができない場合は、この限りではありません。

前日までに連絡があった場合、キャンセル料は無料。

前日までに連絡がなく、当日自宅に到着後に中止の申し出があった場合はキャンセル料として基本料金の10%をいただきます。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、従業者の稼働状況により契約者の希望する時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して調整します。